

## 下水道(農業集落排水処理施設)使用料早見表

(単位:円 消費税10%含)

汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料
0	
1	
2	
3	
4	基本料金
5	1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup> まで
6	1,430
7	
8	
9	
10	
11	1,606
12	1,782
13	1,958
14	2,134
15	2,310
16	2,486
17	2,662
18	2,838
19	3,014
20	3,190
21	3,366
22	3,542
23	3,718
24	3,894
25	4,070
26	4,246
27	4,422

汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料
28	4,598
29	4,774
30	4,950
31	5,148
32	5,346
33	5,544
34	5,742
35	5,940
36	6,138
37	6,336
38	6,534
39	6,732
40	6,930
41	7,128
42	7,326
43	7,524
44	7,722
45	7,920
46	8,118
47	8,316
48	8,514
49	8,712
50	8,910
60	10,890
70	12,870
80	14,850
90	16,830
100	18,810

## 自家水(井戸)使用料早見表

人数	認定水量(m <sup>3</sup> )
1	6
2	12
3	18
4	24

人数	認定水量(m <sup>3</sup> )
5	30
6	36
7	42
8	48

下水道(農業集落排水処理施設)使用料の算定は、次の3通りです。

①水道水(市の上水道)のみを使用している場合・・・検針水量  
毎月の水道メーター検針の使用水量が汚水量となります。

②井戸水を使用している場合・・・認定水量

1ヶ月当たりの基準水量(6m<sup>3</sup>/人)に世帯人数を乗じて算定します。

例) 6m<sup>3</sup>×世帯3人=18m<sup>3</sup>/2,838円 ※人数に変更がある場合は、ご連絡ください。

③水道水と井戸水の併用をしている場合・・・比較認定

水道の検針水量と井戸水の認定水量を比較して多いほうの水量で算定します。

※人数に変更がある場合は、ご連絡ください。



お問合せ先

古河市役所三和庁舎 下水道課 古河市仁連2065  
TEL:76-1511 (内線:2351・2352)

## 公共下水道(農業集落排水)の正しい使い方

○古河市の公共下水道(農業集落排水)は分流式下水道と言い、汚水(生活雑排水)だけを流す施設です。

雨水は絶対に流さないで下さい。

○定期的に汚水マスのフタを開けて配管等の点検をして下さい。

毛髪や油脂の固まりがあるときは取り除き、汚れがひどい場合には水できれいに洗い流して下さい。

○台所・浴室・洗面所から、ゴミ・野菜くず・紙類・てんぷら油・ビニール袋・石鹸の包装紙・シャンプーなどのフタ毛髪・布切れ・体温計の水銀等は、流さないようにして下さい。

○トイレでは必ずトイレットペーパーを使用して下さい。

ティッシュペーパー・新聞紙・タバコ・紙オムツ・脱脂綿・避妊具・生理用品等は、流さないで下さい。

○外流しを接続している場合には次の内容に注意し使用して下さい。

外流しを使用しない時は、排水口にゴム栓をしておいて下さい。

また、フタのある場合には外流しにフタをし、雨水が汚水管に流入しないような措置を講じて下さい。

○詰まったり・流れが悪くなったときには、古河市排水設備指定工事店に連絡をして対応して下さい。

○食堂や工場より排出される食用油カスやガソリン・廃油・土砂などは下水道管きよを詰まらせるだけでなく処理場においても処理することができません。

河川を汚す原因となりますので、それらを阻集する装置の維持管理には十分注意して下さい。

基準以上の成分の排水を流しますと、法により罰せられることがあります。

## こんな時は、早急に届出をお願いします！

転出、転居又は使用を中止する場合は1週間前までに、井戸水と水道水を併用し、又は井戸水のみを使用している方で人数の増減等があった場合は速やかに古河市水道料金お客様センターへご連絡ください。

■古河市水道料金お客様センター(古河市役所古河庁舎内)

TEL 0280-21-1065

(受託事業者 (株)日本ウォーターテックス)